

平成 27 年度 第 5 回理事会 議事録

1. 日時 平成 27 年 9 月 24 日（木）10 時 00 分～10 時 50 分
2. 場所 研究所本部・食とみどり技術センター（2F）理事会兼幹部会議室
3. 出席者 大河内理事長（議長）
山本副理事長、草薙理事、黒田監事、三谷監事（役員）
西村、松下、日野、森、仲野、平松、秋山（事務局）

【議事】

1 予算の補正について

- ・事務局から、平成 27 年 9 月補正予算について説明があり、原案のとおり異議なく了承された。

【報告事項】

1 8 月補正予算について（理事長専決）

- ・事務局から、平成 27 年 8 月補正予算について（理事長専決）について報告があった。

2 平成 27 年 7 月度及び 8 月度月次報告（速報値）について

- ・事務局から、平成 27 年 7 月度及び 8 月度月次報告（速報値）について報告があった。

3 評価委員会の評価結果等について

- ・事務局から、平成 26 年度の業務実績について、評価委員会での審査内容及び評価結果の報告があった。

4 源泉所得税にかかる延滞税及び不納付加算税の取扱いについて

- ・事務局から、源泉所得税にかかる延滞税及び不納付加算税の取扱いについて報告があった（ P2～3 参照）。

以上

源泉所得税にかかる延滞税及び不納付加算税の取扱いについて（報告）

平成 27 年 9 月 24 日

大阪府立環境農林水産総合研究所

【概要】

平成 27 年 6 月に支給した職員の給与、賞与等にかかる源泉所得税を 7 月 10 日（金）の納付期限までに納付しなければならないところ、期限までの納付に間に合わず、翌営業日に納付した。この結果、延滞税及び不納付加算税が付加されることとなった。

【経過】

- 7 月 6 日（月） 源泉所得税の財務会計システムにおける支払手続きを完了した。
⇒10 日の納付（りそな銀行古市支店で手続き）に向けての準備を完了した。
- 7 月 10 日（金） 当日は、源泉所得税の納付の外に他の入金業務があったため、併せて納付することとしていたところ、他部署での入金計算が手間取り 14 時 30 分頃に終了した。
納付手続きの担当者は、通常研究所から銀行までは、通常、自動車で 10 分足らずの距離なので、十分に間に合うものと判断し、14 時 30 分過ぎに自動車で研究所を出発した。
ところが、途中、交通事故による事故渋滞に巻き込まれたことにより、銀行への到着が 15 時 03 分頃になり、窓口で 15 時以降の源泉所得税の納付を受け付けてもらえなかった。
納付手続きの担当者は、直ちにこの旨を法人の職員に報告し、当該職員から、富田林税務署に電話相談をしたところ、翌営業日での納付であれば延滞税が発生する旨の説明を受けた。
- 7 月 13 日（月） 銀行での源泉所得税の納付が完了した。
- 8 月 31 日（月） 富田林税務署から納付遅延による不納付加算税と延滞税の納付書が届いた。
- 9 月 7 日（月） 富田林税務署に対して不納付加算税の免除に該当するのではないかと申し入れたが、規定により不納付加算税の免除は不可である旨税務署から回答があった。
⇒不納付加算税、延滞税の納付期限は 9 月 28 日（月）（668,000 円）

【対応案】

納付遅延が生じた直接の原因が交通渋滞にあったとはいえ、納付期限当日に支払日を設定していたことや、渋滞等の不測のリスクを考慮しない時間に銀行に向けて出発したことなど当研究所の事情によるところに原因があり、税務署に対して不納付加算税の免除を求めるのは困難であった。したがって、納期限までに延滞税及び不納付加算税を支払うこととする。

なお、関係者に対する処分については、上記のとおり納付遅延が生じた直接の原因が交通事故による事故渋滞に巻き込まれたといった偶発的な事情がある反面、不測の事態をも想定した対応がなされていなかったことから、関係職員に対して厳重注意を行うこととする。

また、今後の再発防止に向けては、別紙のとおり事務手続きの見直しを行う。

源泉所得税の納入遅延改善策について

平成 27 年 9 月 24 日

大阪府立環境農林水産総合研究所

【改善策】

1. 納付日（銀行への手続日）を納付期限日より前に設定する。
2. 給与担当、経理担当がそれぞれ処理期間を順守する。
3. 出納担当は、納付期限より前に納付する（銀行への手続き）ことを徹底する。
仮に他業務が重複した場合でも、銀行への出発時間（14 時発）を順守する。
4. 本事例を失敗事例として関係職員で共有し、今後すべての支払案件の遅延防止に向けて意識付けする。

【源泉所得税の納付手続き】

源泉所得税は、給与・報酬等の支払い月の翌月 10 日までに税務署に納付することになっている。

※手続きの流れ

○月初め（処理期間 1～2 日）

給与担当が前月分の源泉徴収額を確認・集約のうえ、文書起案を行い、決裁後、
経理担当へ

○（処理期間 1～2 日）

経理担当が財務会計システムで手続き後、出納担当に提出

○（処理期間 1～2 日）

出納担当が財務会計システム（納付日を設定）及び銀行手続きにかかる文書起案
→納付日は、納付期限前の直近の他業務の入金日に併せて設定

【今回のケース】

○7月2日（木）給与担当による文書起案、3日（金）に経理へ提出

○7月6日（月）経理処理後、出納へ提出

○7月6日（月）出納処理、7日（火）決裁 → 支払日7月10日（金）に設定

【遅延の原因】

- ・納付日（銀行への手続日）を納付期限当日に設定したこと
- ・納付日に他業務の入金計算の遅延があり銀行への出発が遅れたこと
- ・交通渋滞により通常 10～15 分の行程が 30 分要したこと
- ・不納付加算税に関する認識不足等税の遅延に関する危機意識が希薄であったこと